

平成19年3月29日

ICキャッシュカードの取扱い開始について

横浜信用金庫（横浜市中区尾上町2-16-1 理事長 斎藤 寿臣）では、キャッシュカードのセキュリティ強化を目的として、ICキャッシュカードの取扱いを開始します。

ICキャッシュカード（以下、ICカード）は、ICチップが付加されたキャッシュカードで、ICチップは偽造・変造や不正な読み取りが困難といわれており、従来のキャッシュカードに比べ、高いセキュリティ効果があります。

記

1. 取扱い開始日

平成19年4月2日（月）

2. ICカードの概要

（1）発行対象

個人の普通預金口座に対して発行します。

（2）発行方法

- ① 新規申込による発行。
- ② 磁気ストライプ式の普通預金キャッシュカードからの切替による発行。

（3）基本利用限度額

ICカードは、「ICチップによる取引」と「磁気ストライプによる取引」の2種類の機能があり、各々の機能についてカード支払、カード振込に1日あたりの利用限度額を設定することができます。

① ICチップによる取引

基本利用限度額は支払、振込ともに各100万円。

※利用限度額はお客様の申し出により変更（増額（最高1000万円）、減額）することができます。

② 磁気ストライプによる取引

基本利用限度額は支払、振込ともに各0円

※利用限度額はお客様の申し出により増額（最高50万円）することができます。

※既存キャッシュカードからの切替の場合の利用限度額は、50万円を上限として既存キャッシュカードの利用限度額と同額となります。

（4）有効期限

5年毎の自動更新となります。

（5）発行手数料

新規発行、切替発行、更新、再発行における手数料は、1,050円（消費税等を含む）となります。

ただし、平成19年4月2日から平成20年3月31日までの新規発行、既存キャッシュカードからの切替発行については、無料となります。

（6）利用可能ATM

ICカードは、当金庫、他信用金庫、郵貯のICカード対応ATMで利用できます。ICカードの「磁気ストライプによる取引」は、これまでどおり当金庫及び提携金融機関のすべてのATMで利用できます。ただし、「磁気ストライプによる取引」に利用限度額を設定している場合に限りです。

以上

たしかな明日のお手伝い



横浜信用金庫

神奈川・東京に60店舗